

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合関西地方本部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 2 年 11 月 26 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

年末一時金等

令和 2 年 11 月 24 日

厚生労働大臣 田村 憲久

別 記

三井倉庫サプライチェーンソリューション株式会社、ロジスティックオペレーションサービス株式会社（以上、東京都）、日興サービス株式会社、一般社団法人日本貨物検数協会（以上、愛知県）、株式会社共和商会、大一運輸株式会社、港石油株式会社、大正埠頭作業株式会社、日栄港運株式会社、朽木協鐵輸送株式会社、大阪港埠頭ターミナル株式会社、関西海運株式会社、加藤運輸株式会社、株式会社大森廻漕店、大商海運株式会社、大東港運株式会社、此花荷役作業株式会社、新正大運輸株式会社、日本塩回送株式

会社、第一商事株式会社、大阪機船株式会社、一心港運株式会社、阪南港運株式会社、株式会社サンユースサービス、株式会社スミサク、大和運輸株式会社、中谷運送株式会社、株式会社藤井商会、共和運輸株式会社、日鉄物流大阪株式会社、株式会社リクス、三星海運株式会社、太陽陸運株式会社、ミナト産業株式会社、株式会社中井商店、大阪サンエー物流株式会社、株式会社日東陸運、東鉄運輸株式会社、樽本機工株式会社、株式会社豊菱、ナニワ生コン株式会社、光南鉄工株式会社、協和化工株式会社、株式会社リクサストラスト、カネミ運送株式会社、さくらタクシー株式会社、日ノ丸西濃株式会社、第工株式会社大阪支店、梅南鋼材株式会社、株式会社大運、新富運送株式会社、三郵海陸運輸株式会社、三信運輸株式会社、株式会社永尾運送、大洋運輸株式会社、三林運送株式会社、天神運輸倉庫株式会社、三協運輸株式会社、日本郵便輸送株式会社、株式会社オーエスティ物流、近畿木材運輸株式会社、株式会社後藤回漕店大阪南港事業所、株式会社シンケン、鶴丸運輸株式会社、大阪シティフレイト株式会社、浪速建設運輸株式会社、大阪平岩運輸株式会社、大阪海運株式会社、大阪荷役株式会社、名阪船舶株式会社、一般社団法人全日検、西日鋼運輸株式会社、丸一海運株式会社、郵船港運株式会社（以上、大阪府）、神崎運輸株式会社、ナニワ生コン尼崎工場、菱和運輸株式会社、日本コンテナ輸送株式会社、菱倉運輸株式会社、株式会社上組港運事業本部、日本高速輸送株式会社、神港コンテナ輸送株式会社、日本運送株式会社、共栄運送株式会社、株式会社神陸コンテナ輸送、株式会社阪神海上コンテナ運輸、株式会社サントランスポート、株式会社小林運輸、五洋ロジテム株式会社、内外フォーディング株式会社、日本包装運輸株式会社、株式会社神戸フェリーセンター、京阪神道路サービス株式会社、株式会社

レックス、日章トランス株式会社、阪神コンテナビジネス株式会社、公成運輸株式会社、株式会社浜田運送、国際コンテナ輸送株式会社、株式会社新神戸セキュリティ、尼神運輸株式会社、株式会社川崎コンテナ運輸、株式会社ジャパンエキスプレス、一般社団法人全日検神戸支部、トールウェイサービス株式会社、阪神高速トール神戸株式会社、川崎ヘビーカーゴ株式会社、株式会社上組重量エネルギー輸送事業本部、株式会社上組神戸支店、株式会社富士テクノトランス、神菱港運株式会社、義勇海運株式会社、株式会社後藤回漕店神戸、義勇梱包株式会社、双和海運株式会社、尼北運送株式会社、南部運送株式会社、播州吉川輸送株式会社、本四海峡バス株式会社本社、本四海峡バス株式会社洲本営業所、本四海峡バス株式会社大磯営業所、山陽バス株式会社本社垂水営業所、山陽バス株式会社小東山営業所、神戸交通振興株式会社本社、神戸交通振興株式会社神戸市交通局魚崎営業所、早駒運輸株式会社、洲本G船舶有限会社、大阪湾パイロット株式会社、大阪湾パイロットボート株式会社、互惠海運株式会社、加古川タクシー株式会社、商船港運株式会社（以上、兵庫県）、進栄運輸株式会社（岡山県）、加藤海運株式会社（広島県）、本四海峡バス株式会社徳島営業所、本四海峡バス株式会社マリンピア営業所（以上、徳島県）、別府ポートサービス株式会社（大分県）